

山梨県公報

第六百五十八号

令和八年

五月二十八日

木曜日

目次

告示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託（六件）

○指定納付受託者の指定（八件）

○道路の区域変更（二件）

訓令

○山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

公告

○随意契約の相手方の決定について

○開発行為に関する工事の完了について

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

告示

山梨県告示第百五十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 山梨県防災新館PFI株式会社
山梨県甲府市丸の内二丁目三十番二号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県防災新館の地下駐車場
使用料
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金の納付

山梨県告示第百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号 京橋エドグラン十三階
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法
 - 1 現金の納付（コンビニエンスストアにおいてされるものに限る。）

2 Payleasy

山梨県告示第百五十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定公金事務取扱者の指定をした日及び委託をした日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 口座振込

山梨県告示第百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 中北地区食品衛生協会 山梨県韮崎市本町四丁目二番四号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税

三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日

四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金の納付（山梨県手数料等収納用決済端末を利用するものに限る。）

山梨県告示第百六十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 峡東地区食品衛生協会 山梨県山梨市下井尻一二六番一号

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税

三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日

四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金の納付（山梨県手数料等収納用決済端末を利用するものに限る。）

山梨県告示第百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地 富士・東部地区食品衛生協会 山梨県富士吉田市上吉田一丁目二番五号
- 二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 山梨県手数料等収納用決済端末を利用して徴収する手数料及び狩猟税
- 三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日
- 四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで
- 五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金の納付（山梨県手数料等収納用決済端末を利用するものに限る。）

山梨県告示第百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号 京橋エドグラン十三階
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) VISA
 - (二) MasterCard
 - (三) JCB
 - (四) AMERICAN EXPRESS
 - (五) Diners Club
 - 2 次に掲げる電気通信事業者のキャリア決済
 - (一) KDDI株式会社
 - (二) 沖縄セルラー電話株式会社
 - (三) 株式会社NTTドコモ
 - (四) ソフトバンク株式会社
 - 3 次に掲げる電子決済サービス
 - (一) Amazon Pay
 - (二) メルペイ
 - (三) 楽天ペイ
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）

三 指定納付受託者の指定をした日 令和八年四月一日

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げる電子決済サービス

1 PayPayあと払い

2 PayPay残高払い

五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 楽天グループ株式会社 東京都世田谷区玉川一丁目十四番一号 楽天クリムゾンハウス
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) VISA
 - (二) MasterCard
 - (三) JCB
 - (四) AMERICAN EXPRESS
 - (五) Diners Club
 - 2 次に掲げる電子決済サービス
 - (一) Apple Pay
 - (二) 楽天キャッシュ
 - (三) 楽天ポイント
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社トラストバンク 東京都品川区上大崎三丁目一番一号

二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）

三 指定納付受託者の指定をした日 令和八年四月一日

四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げる電子決済サービス

- 1 Amazon Pay
- 2 auかんたん決済
- 3 au Pay
- 4 d払い
- 5 PayPal
- 6 PayPal
- 7 あと払い（ペイデイ）
- 8 ソフトバンクまとめて支払い
- 9 メルペイ
- 10 楽天ペイ

五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 山梨中銀ディーシーカード株式会社
山梨県甲府市武田二丁目九番四号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
（一） VISA
（二） MasterCard
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 G M O ペイメントゲートウェイ株式会社
社 東京都渋谷区道玄坂一丁目二番三号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - 1 J C B
 - 2 A M E R I C A N E X P R E S S
 - 3 D i n e r s C l u b
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第百六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 アマゾンジャパン合同会社 東京都目黒区下目黒一丁目八番一号
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者を指定した日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - 1 VISA
 - 2 MasterCard
 - 3 JCB
 - 4 AMERICAN EXPRESS
 - 5 Diners Club
 - 6 銀聯
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第七十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地 株式会社アイモバイル 東京都渋谷区渋谷三丁目二十六番二十号 関電不動産渋谷ビル八階
- 二 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入 寄附金歳入（インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。）
- 三 指定納付受託者の指定をした日 令和八年四月一日
- 四 指定納付受託者が納付の対象とするクレジットカード等の種類
 - 1 次に掲げるブランドマークが付されたクレジットカード
 - (一) VISA
 - (二) MasterCard
 - (三) JCB
 - (四) AMERICAN EXPRESS
 - (五) Diners Club
 - 2 次に掲げる電子決済サービス
 - (一) Amazon Pay
 - (二) d払い
 - (三) ふるなびマネー
 - (四) 楽天ペイ
- 五 指定納付受託者の指定の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

山梨県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年六月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町林字ユルギ下八九〇番一地从先から 大月市七保町林字ユルギ下八九六番三地从先まで	六・九〇 一四・三	六・九〇 八・八		一九・六

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和八年六月十八日まで一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
大月市七保町瀬戸字入川一七九二番一地从先から 大月市七保町瀬戸字和田一八五二番二地 先まで	一四・五〇・一	一二・八〇・二五・四	四六・一	四六・一

訓令

山梨県訓令甲第十五号

本 庁
出 先 機 関

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県総合計画推進本部規程の一部を改正する訓令

山梨県総合計画推進本部規程（平成十九年山梨県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第八条中「知事政策局」を「高度政策推進局」に改める。

別表第一中「富士山未来・次世代交通統括官」を「水素戦略統括官 富士山未来統括官」に、「山梨ブランド・国際戦略統括官 スポーツ統括官」を「スポーツ統括官」に、「新価値・地域創造推進局長」を「新価値創造推進局長 地域デザイン・新交通基盤推進局長」に改める。

別表第二総合県民支援局の項中「総合県民支援局次長」を「総合県民支援局理事」に改め、新価値・地域創造推進局の項を次のように改める。

新価値創造推進局	新価値創造推進局長 企画調整主幹
----------	------------------

別表第二総務部の項の前に次のように加える。

地域デザイン ・新交通基盤 推進局	地域デザイン・新交通基盤推進局理事 企画 調整主幹
-------------------------	------------------------------

別表第二総務部の項中「総務部次長」を「総務部理事」に改め、同表森林環境部の項中「森林環境部理事」を「森林環境部次長」に改め、同表産業政策部の項中「産業政策部理事」を「産業政策部次長」に改め、同表教育委員会の項中「教育次長」を「教育委員会議務局次長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

◎ 随意契約の相手方の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日
ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千
九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携
に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係
るものである。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 随意契約に係る役務
 - (一) 名称 山梨県財務会計システム運用保守業務
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県新価値創造推進局DX課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和八年四月一日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 株式会社NTTデータ東海
 - (二) 住所 愛知県名古屋市中区錦二丁目十七番二十一号
 - 五 契約金額 一億二百八十二万八千円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
 - 七 随意契約によることとした理由 山梨県財務会計システムの開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

◎ 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 西八代郡市川三郷町山保字持窪六千二百四十二番一の一部、六千二百六十五番二の一部及び六千二百六十五番四の一部の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西八代郡市川三郷町市川大門四千四百十一番地 株式会社マルゴー 代表取締役 齊木 智

◎ 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第二項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

令和八年五月二十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字杏木道下九百九十三番一、九百九十四番二十五及び九百九十四番二十六の区域
 - 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 大分県日田市大字石井字逆渦七百六十三番地
- 一 ○ビバレッジ株式会社 代表取締役 岡野 邦昭